

## 第 1 3 回定例委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（河盛委員）

教 育 長 ) ここでお諮りいたします。

日程第 1、第 1 2 号議案「芦屋市立美術博物館及び芦屋市谷崎潤一郎記念館の指定管理者の指定について」及び第 1 3 号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づく意見聴取について」は市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長 ) また、第 1 3 号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づく意見聴取について」ですが、先ほどの総合教育会議で協議した内容を踏まえたものとなっており、先に審議したいと思いますが御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、日程第 1 の第 1 3 号議案を先に行うことと決定いたします。

教 育 長 ) ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。

日程第 1、第 1 3 号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づく意見聴取について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教職員課長) <議案資料に基づき概略説明>

人事課長) <議案資料に基づき概略説明>

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河盛委員) 14ページの「一部を市長部局へ移管」の説明の「引き続き教育委員会が所掌する主な事務」のところに、「社会教育の企画、推進、調整に関すること」「社会教育委員に関すること」「社会教育関係団体に関すること」と書いてあるのですが、これは教育委員会が引き続きやるということですか。

人事課長) はい。社会教育委員、社会教育関係団体及び企画立案につきましては、引き続き教育委員会で事務をしていただきたいと思いますと考えております。

例えば社会教育委員は教育委員会が委嘱する形になっており、それを市長部局に移管するということは、難しいと考えてございますので、引き続き、基本的な基盤になるようなところは教育委員会で担っていただきたいと思いますと考えております。

河盛委員) それと、市長部局に移管することになっている「芸術及び文化の推進に関すること」、これは相反することはないのですか。

人事課長) 社会教育の企画の頭脳の部分については教育委員会で担っていただきます。市長部局では、生涯学習やもう少し大きい範囲を担うことを想定していますので、相反しないのではないかと考えております。

森川委員) 今の点に関連して、一部を教育委員会が引き続き所掌することは、条例の中で何か定められているのでしょうか。

人 事 課 長 ) 直接的に条例の中で定めていませんで、教育委員会事務局事務分掌規則でこれが列挙されておりますので、規則で担保されるということでございます。

極 楽 地 委 員 ) 社会教育室が書かれていると思うのですが、具体的に青少年育成課など職員はどういう人事になる予定でしょうか。

教 職 員 課 長 ) この条例制定がされた以降に移管された後、どういう体制になるかということは、それは組織の話になりますので、これからも4月に向けて、協議をしていく中で決めていく形になります。今、現時点でどういう課の配置にするというのは、そこはまだ決まっていないところです。

極 楽 地 委 員 ) 議案が通ってから、来年度、4月に向けて人事の配置を含めて検討するということですね。

教 職 員 課 長 ) そうですね。

極 楽 地 委 員 ) 具体的には移管後、人の配置ももう1度、適正配置をあたるとのことですね。

人 事 課 長 ) 全ての事務が市長部局に移管されるわけではございませんので、一部、教育委員会が引き続き担っていただく事務のボリュームも見定めて、組織運営といえますか、組織でどれぐらいの人員が必要かというところを今後、共有をする予定にしてございますので、今の時点では、特に何かお伝えできるものはございません。

教 育 長 ) 河盛委員から社会教育の「企画、推進、調整」についての質問は大事なところだと思っています。市長部局は、新たに体育館や青少年センターや図書館などを運営していくので。

教育を大きく分けると、学校教育法にのっとった学校教育と

社会教育法にのっとりた社会教育と、2つに分かれます。

教育委員会は学校教育法にのっとりたところだけが所管かというところではなく、学校教育、コミュニティ・スクール、青少年育成に関する事など全体から、社会教育については「企画、推進、調整」が必要だと思います。市長部局と連携を図り、ポジティブに活動していかなければなりません。

市長部局と教育委員会が連携をするためにも、連携の旗振り役を決めておきたい。来年の3月までに何らかの形でモデルケースとして示せたらと思う。所管でなくなったから手出しができないのではなくて、こんなことをしていきましょうと提言したい。教育委員会の役割があると私は思っているんですね。

人事課長)           ありがとうございます。

極楽地委員)       また、違った質問になると思いますが。第3期芦屋市教育振興基本計画を策定するときに、委員の方からお話が出たんですが、今の教育長の社会教育のお話で、この振興計画のダイジェスト版や振興計画も子どもを中心に書かれていて、社会教育がどうつながるのか分からないという御質問が出たんです。そのことを、すごく覚えていまして。

市長がこの前言ってらっしゃったように、教育イコール子どもたちの学校教育であると、ほとんどの方が思っていらっしゃって。社会教育が何か分からない方が大半で。私も教育委員になって、子どもたちだけではなく大人の教育でもあると初めて理解したぐらいですので。

それが今回の移管されることに伴って、いま一度市民の皆さま、日本全体に、社会教育とは何か、あり方みたいなものがお

示しできたらいいなと思っています。それが、ずっと教育委員になってからも、私がやらないといけないことのひとつなのかなと思っています。

その辺りは移管に伴ってお願いしたいところであります。

人事課長) 私もかつて生涯学習課でございまして、難しいなと思いながら業務しております。このたび、過去の生涯学習の基本構想を読みかえしてみたんですが、十数年たっておりますけど、基本の部分はほぼ変わってないのです。不易と流行と言いますけれども、不易の部分、非常に多いのかなと感じたところでございます。

ただ、今回は、見え方としては大きな変更になります。いま一度原点に立ち返って、教育委員会と一緒に見直していける部分であればとは思っております。

極楽地委員) そういうきっかけになればいいなと思っています。

教育長) 社会の変化にともない、市長がまちづくりという視点で教育分野にさらに参画したいという思いは今までも芦屋においてもありました。市長と教育委員会の関係を定める国法が変わり、教育長の任期など教育委員会制度も変わりました。

でも、教育基本法が示している、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」ということに立ち返らなければならない。教育委員会は、総合教育会議等で社会教育の「企画、推進、調整」に関することを市長と積極的に協議をしていく責任があります。総合教育会議は市長が開催しますが、教育委員会から開催を要

求することもできます。市民に見える化の手段としても。だから、ここの1行は大切です、私たちも直接担当しなくなるからこそ教育委員会はその役割を果たしていきましょう。

人 事 課 長 ) 議案とは関係ないですが、やるからにはよりよくしていく必要があると思いますので、それは、市長部局だけではできない話ですので、従来からの教育委員会が積み上げてきたものを、いろいろお聞かせいただきながら、前に進めていきたいと思えます。

教 育 長 ) 一緒にやっていかなければいけないというところを両者は絶対に持っておかないと。

極 楽 地 委 員 ) 私事ですが、個人的に仕事が業務委託を受けている側でして、実際に現場で作業をしておりますが、クライアントの会社などが、管理者や組織体制が変わるたびに、実際のスキルや業務内容やルール、職責の範囲など、細部に至る申し送りの難しさを実感しています。多分、議会でもお話があったと思うのですが、それは正直感じているんです。

そこは今回、社会教育が移管される、また包括管理されるところで、人事でどんどん変わるとは思いますが、そのスキルや情報、仕組みなど、持続可能で引き継ぎながら、更によりよくしていただきたい。それが、市民の皆さまや、関係者の方の信頼につながって。それがなされないのであれば、どんどんネガティブな市になってしまうと思うので。そこは、今回の話と関係なく、芦屋市として以前から、私は個人的にはお願いしたいなと思っているところです。

それが中に入っていると、していただいているのがよく分か

るので。それを、もうちょっとプラスに発信をいただきたいなと前から。いろいろな方が言われていますし、いいところはどんどん発信いただきながら、継承いただきたいなと思います。

教 育 長 )       この際、付け加えておきたいことがありましたら、御発言を願えたらと思いますが。上月委員はありますか。

上 月 委 員 )       先ほどから出ている市長部局に移管になっても、教育委員会も一緒になって進めていくということは、きちんと確認していきたい、考え方は大事にしていきたいと思っています。

森 川 委 員 )       連携のところですが、先ほどの総合教育会議での資料の移管案「5 移管後の市長部局との関係」で書いていただいていることは、条例などに規定することは難しいと思いますが、例えば事業計画に記載していただくのも、1つの方法としてあるのかなとは思いました。

                  この資料自体、どういう扱いなのか、私も分かりませんが、これは総合教育会議の資料としてこの案を出されて、この方向でいくことで確認されたということですか。

人 事 課 長 )       社会教育の政治的な中立性であるとか、その辺については、当然、法律であったりとか国からの通知をもとに文書も作っておりますので、市としては特出しして書くことではなくて、本当に問わないものがございますので、そこは常に見ていきたいと思っております。

総 務 部 長 )       少なくとも今日、この時点で明らかなことは、公開の総合教育会議において資料として出されたものですから、ホームページ上にも載ります。れっきとした公文書になりますので、将来何事かがあって、この原点に立ち返ったとき、そこが出てくる

と。もちろんそれだけではなくて、その記述を今後、何らかの組織の立ち上げの際にそこを引用して、何らかの規定を設けるという使い方もできますし、そこまで言うと先のことなので明言できませんが、申し上げたとおり、今、確実に言えることは、総合教育会議で、その前提で御同意をいただいたという事実が、公の公開の場でされたことで確認をされておりますので、それは残ります。

河盛委員) 市長部局に移管をした後、社会教育室はどうなるんですか。現状のままなのか、それとも市長部局に移行するのか。

人事課長) 市長の思いとしましては、今回、資料としてはお出ししておりませんが、仮称で国際文化推進室みたいな形で、市長部局では、そういう仕組みができないかということは、組織の運営の中で考えていくことになろうかなと思います。

教育委員会の組織をどうするかについては、一般的に考えると、青少年と一部の生涯学習課の業務が残るということですので、そこで1つの室はどうなのかなと個人的には思うところですが、何も決まっている問題ではございません。

河盛委員) 社会教育委員に関することや、社会教育関係団体に関することは、教育委員会に残っているわけですから、これを管轄する部署は要りますので。

人事課長) 管轄するセクションは必要だと思います。

教職員課長) 今、人事課長の言われたとおりで、この業務をやる以上、教育委員会の中でこれをやる体制は必要になりますので、その体制は何らかの形で確保する形となります。室が残るのか、どういう課になるのかについては、これから協議する部分になります。

すので、それは来年度に向けて工夫していくこととなります。

河 盛 委 員 )      分かりました。

教 育 長 )      簡単に、管理課にそれを全部とか、そういう短絡的なものではなくて、議論して、機能しやすいように、過剰負担にならないように考えなければいけないですね。

これから教育委員会は社会教育について、子どもを中心としたもの、青少年の育成に関するものが主体となりますので、学校教育とともにさらに深めていかないといけないと思います。

連携についても、積極的にこういう形でやろうというものは市に提案し、待つのではなくて提案し、それができるできないは別として、アクティブなものでしていかないと市民に対する責任は取れないなと思います。

今まであったものがなくなるのではなく、市全体で取り組んでいくという新たな社会教育がさらによくなることに期待します。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

市長より提案のあった、芦屋市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（案）について、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

事務局より回答案を配布します。

〈回答案を配布〉

再度ご確認いたします。本案について、回答案のとおり、市長に対し異議なしとして回答することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、回答案のとおり回答することと案のとおり決しました。

〈第13号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次 に、第 1 2 号 議 案 「 芦 屋 市 立 美 術 博 物 館 及 び 芦 屋 市 谷 崎 潤 一 郎 記 念 館 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て 」 を 議 題 と し ま す。  
提 案 説 明 を 求 め ま す。

社 会 教 育 室 長 ) 〈 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 〉

教 育 長 ) 説 明 が 終 わ り ま し た 。 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か 。

河 盛 委 員 ) こ の 事 業 者 は 現 在 と 同 じ で す が 、 い つ か ら や ら れ て い る の で し ょ う か 。

社 会 教 育 室 長 ) ち ょ う ど 今 で 3 期 目 に な る か と 思 い ま す 。

河 盛 委 員 ) 今 度 で 3 期 で す か 。

社 会 教 育 室 長 ) は い 。

教 育 長 ) 最 初 は 美 術 博 物 館 と 谷 崎 潤 一 郎 記 念 館 と は 、 別 々 で や っ て い ま し た ね 。 だ か ら 、 美 術 博 物 館 に 関 し て は 3 期 目 。

社 会 教 育 室 長 ) は い 。

教 育 長 ) 谷 崎 潤 一 郎 記 念 館 に 関 し て は 。

社 会 教 育 室 長 ) 2 期 目 で す 。

教 育 長 ) 読 売 共 同 事 業 体 、 武 庫 川 女 子 大 学 の 共 同 体 が 最 初 、 谷 崎 潤 一 郎 記 念 館 を や っ て い た ん で す ね 。

社 会 教 育 室 長 ) 小 規 模 の 施 設 同 士 に な り ま す の で 、 2 施 設 ま と め て 運 営 し た ほ う が 、 よ り 効 果 的 に 運 営 ・ 管 理 で き る と 考 え た こ と か ら 、

1 つにしたのが前回です。

教 育 長 )       よかったですか。

社会教育室長)       はい。例えば美術博物館の庭園を利用したイベントでは、  
2施設連携することで来訪者に対して施設の周知啓発や無料拝  
観できるようにするなど文化に触れていただく機会づくりに貢  
献できていると考えています。

河 盛 委 員 )       この5年間はコロナがあったので、評価するのは正直、気  
の毒なところもあると思いますが、実際、運用していた入場者  
数もありますし、入館した人の評価みたいなものについては、  
どうでしょうか。

社会教育室長)       コロナ禍におきまして、市が強制的に館の利用期間や時間  
に制限をかけていた期間においても制限下で規制を厳守しつつ  
いろいろな各事業をやっていただいていた。だから、入館  
者数が完全に、ゼロになっている期間もありますが、自主的に  
事業をしていただいていたので、事業参加者は計上できて  
おります。

河 盛 委 員 )       美術博物館の入場者のうち、無料で入っている人がいると  
思います。今回は評価が難しいと思いますが、そういうものも、  
今後の評価にはしたほうがいいのではないかと思います。

社会教育室長)       ご質問のとおり事務報告書等に記載しております入館者数  
には施設内に来訪された方を計上しております。無料拝観者の  
考え方としては様々な機会をつくり施設の周知と文化芸術に触  
れていただければと考えていますので2施設ともに努めていた  
だいでいると考えています。評価の方法については検討してま  
いります。

教 育 長 ) 浮世絵など、人気のある展示だと、入館者は増えたりする  
のでしょね。

社会教育室長) そうですね。

教 育 長 ) 具体をすると、ほとんど専門家の方しか来られない。

河 盛 委 員 ) そうですね。

教 育 長 ) 芦屋だから具体は毎年1回はやってほしい。展示には人を  
呼ぶものと、人が来なくても芦屋だからするんだという、大事  
にしたいものがあると思います。入場料収入だけで賄おうとす  
ると成り立たないものもあると思います。

河盛委員がおっしゃるように、お金を払っても来るような魅  
力的なものも企画していかないといけないと思います。

河 盛 委 員 ) あと、よく庭でアート・バザールのようなものをしてい  
ますが、あれは関係があるのですか。誰がやっているのですか。

社会教育室長) 主催は美術博物館です。

河 盛 委 員 ) 昔よく古書市とか、ああいうものも。

社会教育室長) はい。

極 楽 地 委 員 ) この前、ご案内いただいたn i w a - d o k uもそうです  
ね。

社会教育室長) はい。

教 育 長 ) n i w a - d o k uは図書館のほうですか。

教 育 部 長 ) 官民連携でやっています。

極 楽 地 委 員 ) それ以外にも新しいイベントだと思ったのが、最近、御  
案内いただいたものがあって。

教 育 部 長 ) 11月にある分ですか。あれは「つくるば」です。

社会教育室長) 以前より「つくるば」もやっていたのですが、コロナで休

止していました。

極楽地委員) また、復活して、活性化してきたなという印象があります。

上月委員) 学校現場との連絡など、関係はどうなっていますか。

社会教育室長) 学校現場につきましては、今は子どもたちの作品を展示することをやっていますので、来館する機会づくりと文化芸術に触れていただく機会づくりをするなどして連携しています。

教育長) 山手小学校の美術の先生ですね。

社会教育室長) 附属機関である「美術博物館協議会」の委員として山手小学校の美術の先生も入っていただきながら、連携についての手法などについてたくさん意見をもらっています。美術博物館で子どもたちの描いたものが展示されるのは、親御さんも見に来たいというものもあるので、それは続けていきたいと考えています。学校現場の声として意見をいただき、いろいろな子どもたちに来ていただくという仕掛けを考えているところです。

上月委員) 昔の道具などの展示コーナーがあったと思いますが、今はその利用はないのでしょうか。

教育長) 民具がありますね。

上月委員) はい。

社会教育室長) 博物館につきましては、この4月のリニューアルオープンで常設展示室を設けて展示しております。

上月委員) 見学に来ていますか。

社会教育室長) 来館していただいています。美術博物館に近い小学校は来館いただきやすいのでご利用いただいております。逆に山手側の小学校では、ヨドコウ迎賓館を利用いただいております。

上月委員) それは授業の一環としてですか。

社会教育室長) はい。

上月委員) わかりました。

森川委員) 148ページの採点表ですが、Eの委員の方が、やや問題があると3つの点について採点されておられると思います。そのうち2つは緊急時の対応と安全対策について、そういう話ですが、この点について、何か委員の先生から面接のときに業者に対して問合せされたり、また業者からの回答があったり、その先生がやや問題があるという点数をつけられた理由やその辺りについて、いかがでしょうか。

社会教育室長) この点につきましては、緊急時の対応で、職員さんに対しての研修などをしっかりと継続して実施出来ているのかということ、継続してやっていますが、改めて、現在、いろいろな状況で緊急に閉館をしなければならないことであったり、新しい取組の提案があまりありませんでしたので、そこでのマイナス評価であったかと思います。

森川委員) 具体的に、今まで問題がありましたか。

社会教育室長) ありません。

教育長) 1人でもそういう点のご指摘があったことは真摯に受け止めて、特に安全や緊急時は大事なことです。

極楽地委員) 以前の協議会か委員会で、美術品や、博物品などがデータ化されて、公開ができるか、できているかを聞いた記憶がありますが。これは、この指定管理者の業者さんがなさっているのですか。

社会教育室長) はい。デジタルアーカイブについては、提案のときでも、募集要項に載せるか載せないか、委員の先生方と話がすごく出

ました。デジタルアーカイブについては、国のほうで書式が一定あるのですが、なかなかその著作権の関係と、どこまで載せるかがすごく難しいのです。

デジタルアーカイブについては、国立博物館や兵庫県の県立美術であっても、載せているデジタルアーカイブは数百点あるかないかです。

それは、作品の著作権問題の解決解消が課題となっているようです。国は、デジタルアーカイブの枠だけはつくって、できますよと言う割には、国立や県立でもほとんどできていない状況下で、市がそれを実施しなければと言うのは難しいです。

美術博物館の所蔵品だとしても著作権が残っているものが多くて、なかなか載せれないことがあります。デジタルアーカイブについては、やってもらえる範囲でやってもらう。できる範囲では頑張っけて努めていきますという回答となります。本当にここは難しいと考えています。

極楽地委員) いいバランスでできたらいいなと思います。

社会教育室長) はい。

極楽地委員) 引き続き、よろしくお願いします。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第12号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長 ) 閉会宣言